

## **第4章. 景観重要公共施設の整備に関する事項**

---

(法第8条第2項第5号関係)

景観構造として位置づけた骨格道路景観軸及び河川の景観軸、歴史と文化の景観軸等については、将来の景観重要公共施設の候補とし、整備を行う際には、本市の景観を誘導する重要な軸として配慮します。また、これら以外の公共施設についても、関係機関等との協議・合意により、随時、景観重要公共施設として指定を行います。

景観重要道路内においては、工作物の道路占用の許可を行う場合は、別途、大田市景観条例に定める事項に配慮します。

## **第5章. 景観重要建造物の指定の方針**

---

(法第8条第2項第4号関係)

歴史・文化的な価値を有し、市民に親しまれている建造物で、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要建造物として指定します。石見銀山周辺地域の産業遺産等、歴史・文化を今に伝える建築物等を中心として、地域住民等の発意の元に、指定することが望ましい建造物を抽出し、所有者の合意の上で指定に努めます。

## **第6章. 景観重要樹木の指定の方針**

---

(法第8条第2項第4号関係)

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森等、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要樹木として指定します。

特に河川の景観軸、水と緑の拠点周辺においては、地域住民等の発意の元に、シンボルとなる樹木や、良好な景観の形成に寄与する樹木等、指定することが望ましい樹木を抽出し、所有者の合意の上で指定に努めます。

## **第7章. 景観審議会の設置の方針**

---

(法第15条関係)

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために協議を行う必要があるときは、景観審議会を組織します。なお、景観重要公共施設については、景観審議会を組織し、良好な景観の形成を図るために必要な協議を行います。

景観審議会は、公共施設管理者などで構成され、その他必要に応じて、関係行政機関や公益事業者、学識経験者、住民その他良好な景観形成のための活動を行う者を加えます。また協議については、基本設計段階での助言、実施段階での審査といった段階的な協議を想定します。